○農林水産省告示第二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町北檜山区栄五〇二の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県二戸郡一戸町姉帯字侍村一九二の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県前橋市柏倉町一八六六の八・一八六七の六・一八六七の七・一八七二の八・一八七二の九・一八七六の三九・一八七六の四〇から一八七六の四二まで・二八六八の九・二八七一の二・二八七二の二・二八七三の二・二八七四の二・二八八〇の六から二八八〇の八まで（以上十七筆国有林）・三〇五八の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一八七二の七、一八七六の三一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道常呂郡訓子府町字大谷一五八の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町浦之名字相ヶ谷六八七の一・七一二の一・字坂ノ下九三〇の一・九七七の一・九八九の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、九三〇の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西都市（国有林。次の図に示す部分に限る。）・児湯郡木城町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁並びに西都市役所及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町昼間字前山四〇五五の六六〇から四〇五五の六六七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県宮古市磯鶏石崎六五の一九（国有林）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県須賀川市勢至堂字銅屋坂二の六、字大岩三の六、字銚子口二の三、字湯口二二の七から二二の九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(一)　解除の理由　道路用地とするため

(二)　解除に係る保安林の所在場所　福島県須賀川市勢至堂字姫子山一の一四

(三)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(四)　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字川場三一八三の三、三二八二の七、字バッタイ三一八四の六から三一八四の一六まで、三二四六の二、字一ノ瀬三三六七の二五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県裾野市深良字笹ノ日向四二二一の二九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市下呰部字植木七八七の三、七九六の六、七九六の七、八〇四の五、八〇四の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため